

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

鹿児島国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 1 月まで

私は、昭和 54 年 11 月に、A 市内の区役所の窓口で私と夫の国民年金保険料の未納期間を調べてもらい、特例納付の納付書もらった。その際、「これを納付されたら二人とも完納です。」と言われ、55 年 5 月 29 日にその納付書で特例納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「区役所の窓口で、私と夫の国民年金保険料の未納分を完納すると申し出た上で納付書を作成してもらい、夫婦共に当該納付書により特例納付した。」と述べているところ、申立人に係る特殊台帳には、第 3 回特例納付（附則第 4 条）により、昭和 36 年 4 月から申立期間の直前の 38 年 1 月までの国民年金保険料を 55 年 5 月 29 日に納付していることが確認できる上、その夫についても同日、申立期間を含む 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を当該特例納付により納付していることが確認できるほか、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間当時、2、3か月に1回、出勤前にA市役所に行き、その都度、国民年金担当課の窓口で担当者に言われた金額の国民年金保険料を納付していた。年金だけは未納がないように欠かさず納付してきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人は、申立期間以降において保険料の未納期間はなく、その後の加入手続についても適切に行われていたことがうかがえることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「職場の近くにA市役所があったので、2、3か月に1回、夕刻に出勤する途中に立ち寄って納付していた。国民年金の担当課には年金手帳などは持って行かなかったが、担当者が調べてくれた未納分の国民年金保険料をその担当者に直接納付していたので、納付書で納付したことは無い。領収書は印刷されたものだったと思う。」と具体的に述べているところ、A市では、当時の窓口での国民年金保険料の収納について、「午後3時以降は市役所内の公金取扱窓口が閉まるので、国民年金担当課の窓口で国民年金保険料を預かっていた。納付した人には納付書を印刷して領収書を渡していた。」としており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月から 2 年 4 月までの期間、4 年 2 月から 5 年 7 月までの期間、6 年 12 月から 7 年 4 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 7 月及び同年 8 月
③ 平成元年 10 月
④ 平成元年 12 月から 2 年 4 月まで
⑤ 平成 4 年 2 月から 5 年 7 月まで
⑥ 平成 6 年 12 月から 7 年 4 月まで
⑦ 平成 7 年 7 月及び同年 8 月

私は、申立期間当時、国民年金の加入手続をしていなかったにもかかわらず、会社を退職した都度、国民年金保険料の納付書が送付されてきて、それを最寄りの郵便局で納付したこと、納付しないでいると督促状が届き、慌てて納付したことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続をしていないことを認めている上、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立期間後の平成 9 年 8 月 26 日となっていることが A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立期間は 7 回で、かつ 37 か月と長期にわたっている上、申立人は

申立期間中に転居していることから、複数の行政機関で、これだけの回数について年金記録の事務処理誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。